

2021年3月15日

当行にお借入れ取引のあるお客さま 各位

株式会社あおぞら銀行

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金受給のための事前確認の受付開始について

2021年1月に発令された緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」といいます）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、2021年1月～3月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月と比較して50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、中小企業庁より緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」といいます）が給付されることになりました。

一時支援金の受給申請をされる方は、一時支援金が誤って受給されることを防ぐため、中小企業庁に登録した機関（以下「登録確認機関」といいます）により、①事業を実施されているか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解されているか、等の事前確認を受けることが必要となっております。

当行は、お借入取引をいただいているお客さまからのご要請に応えるため、このほど登録確認機関の登録を受けました。

当行とお借入取引があり当行での事前確認をご要望のお客さまは、下記窓口までご相談下さい。

お問い合わせ先
お取引店の営業担当者 営業担当者をご不明の場合：お客さまサービス室 03-6752-1135 受付時間 9：00～17:00（土日・祝日を除く）

（ご参考）一時支援金の概要

給付対象者	緊急事態宣言に伴い、下記の①または②の条件に該当する中小法人・個人事業者等で、2021年1月～3月のいずれかの月（任意選択）の売上が2020年または2019年の同月比で50%以上減少した事業者 ① 発令対象地域の飲食店と直接・間接の取引がある ② 発令対象地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた
給付額	2020年または2019年の1月～3月の合計売上－2021年1月～3月のいずれかの月（任意選択）の売上×3ヶ月 ただし、以下の額を上限とする 中小法人等：60万円 個人事業者等：30万円
注意事項	都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、同協力金との重複受給は不可

※詳細は下記の中小企業庁HPをご参照下さい。

<https://ichijishienkin.go.jp/>